

住宅新築リフォーム助成事業

必ず着工前に申請
してください。

市内事業者に依頼して行う住宅の新築およびリフォーム工事に対し、助成金として地域通貨Kマネーを交付します。

助成要件

対象者（要件を全て満たすこと）

- 対象住宅に住民票がある人（転居・転入する場合は、完了時に住民票がある人）
- 工事を行う住宅の名義人である人（住宅を新築する場合は、完了報告時に名義人である人）
- 市税や負担金などを滞納していない人
- 2回目以降の申請の場合は、前回の申請年度を含め5年を経過している人

対象住宅

市内の個人住宅（店舗・事務所を併用する場合は居住部分のみ、集合住宅の場合は専有部分のみ）および住宅と同一敷地内の外構

対象工事（要件を全て満たすこと）

- 住宅の新築・増築・改築・修繕・模様替え、外構工事
- ※対象外工事もありますので、事前に確認してください。

- 市内に本社を有する事業所または市内に住民票を有する個人事業主が行う工事
- 工事費が50万円以上（消費税除く）の工事
- 平成28年4月1日以降の契約である工事
- 申請日から6カ月以内かつ年度内に完成する工事（住宅の新築工事は、申請日から12カ月以内に完成する工事）
- 未着手の工事
- 市から他に補助を受けていない工事

助成額

工事費の10%に相当する額（千円未満切り捨て、上限10万円）
※予算額に達した場合は申請の受け付けを締め切ります。

申請方法

申請書と必要書類を窓口へ提出する
申込・問合せ先 産業振興課

行政不服審査制度が利用しやすくなりました

行政不服審査法が全面的に改正され、制度が抜本的に見直されました。今回の行政不服審査法の改正は、公正性や使いやすさの向上を図るものであり、平成28年4月1日以降の処分などについて適用されます。

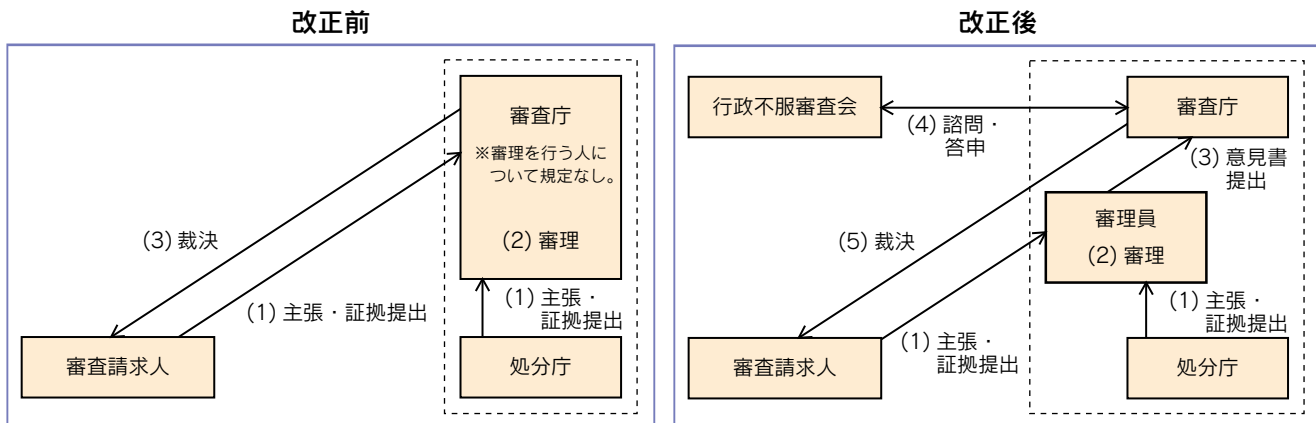
【主な改正点】

1 公正性の向上

- 処分に関与しない職員が審理員となり、審査請求人および処分庁の主張を公正に審理します（一部の審査請求を除く）
- 新たに第三者機関として行政不服審査会を設置し、審査請求に対する審査庁の判断の妥当性について審査します（一部の審査請求を除く）
- 審理手続における証拠書類などの写しの交付や、口頭意見陳述における処分庁への質問などができます

2 使いやすさの向上

- 不服申立てできる期間が、60日から3カ月に延長されました
- 旧法における「審査請求」と「異議申立て」が、「審査請求」に原則一元化されました
- 不服申立前置（不服申立てを経なければ出訴できないとする定め）とする96の法律が見直され、68の法律について不服申立前置の廃止・縮小が図られました



問合せ先 総務課